

取組事例の紹介と市町村支援



事務局長 伊藤 みどり

1

住民主体の移動支援の特徴

- 多くが**個人のニーズに対応する形**（小規模・臨機応変）で実施される。事業化されていない場合も多い。
- **ドア・ツー・ドア**、または自宅のすぐ近くで乗車し目的地で降車するしくみを取っていることが多く、**ボランティアが運転や付き添い**を担っている。
- 全ての移動手段を担うものではないが、**通院や買い物、高齢者のサロン等の居場所の送迎**などによって、暮らしを支えている。
- **送迎のみでなく**、申込時の聞き取りを通じた生活課題の把握、乗り合って出かけることによる交流の場づくりも行われている。



住民が得意なこと、できそうなことを形にする → どんな方法があるか

地域生活を支える（小回りの利く）公共交通と移動支援

道路運送法

運賃OK

許可

バス

コミュニティバス・・・正確な定義は無し。自治体が関与していることが多い。

タクシー

一般タクシー、福祉・介護タクシー、
デマンド型乗合タクシー

コミュニティバスや乗合タクシーを住民
組織が企画運営するケースも

登録

自家用有償旅客運送

非営利の範囲で対価OK

①交通空白地有償運送：タクシーが営業しない地域などで、市町村またはNPO等
が、**住民全体を対象**に行う

②福祉有償運送：障害者手帳保有者、要介護・要支援認定者（基本チェックリスト該当
者）等を対象に市町村またはNPO等が行う。**一般の高齢者は不可**

互助活動

許可・登録の手続きが不要な運送

運送の対価はNO

・・・地域福祉の観点から住民たちが互助の精神でつくる移動・外出支援

↑↑ 住民主体の移動支援は赤枠の中 ↑↑

道路運送法上の許可・登録不要の移動支援のタイプ（互助活動）



住民
の車

社福
の車

市の
車



住民が
サービス
調整



住民ド
ライバー

社福の
ドライ
バー

（１）住民などが手弁当で運行

- ①乗り合ってサロンや買い物などに出かける
- ②生活支援の一部として通院や買い物を支援

（２）市町村の車を使って住民が運行

（３）社会福祉法人等が車両や運転者を提供 または住民が運転して買い物やサロンへ

運賃
は
不可

利用者の
制限は
ない

許可や登録の手
続き不要の形態
で行われているこ
とが多い

(1) 住民などが手弁当で自主的に運行

乙島らんらん（岡山県倉敷市乙島小学校区）

乙島小学校区2,688世帯
6,389人／31.1%（2018年6月）

スタート	2017年7月
運行日	週2日（火・金曜） 8:00～18:00
車両	乙島小学校区コミュニティ協議会のリース車両（軽自動車）
拠点、コーディネート担当者	・コミュニティハウス（集会所） ・同協議会はここを拠点に複数の事業を実施 ・小学校区コミュニティ協議会のスタッフ ドア・ツー・ドアではあるが、目的地はおおむね玉島地区内にあるため5km



- ・対象者：倉敷市玉島乙島地区の住民（高齢者・障がい者）
- ・利用者数：（実利用者）登録者数60名（いずれも高齢者）
- ・利用者数1,303名（2018年12月現在）
- ・運転者数：5名／65歳以上の高齢者
- ・利用者負担：ガソリン代実費（片道100円） ※実際の運行に基づき1km20円で5km
- ・助成金等：倉敷市コミュニティ協議会活動費補助金115,000円（2017年度実績）

5

(2) 市町村の車を使って住民が運行

静岡県 御前崎市「地域協働バス」

無料

委託

市内でバスの走っていない地区に車両を貸し出し、それぞれが運行方法を決めて実施。
担当課は、企画政策課

	朝比奈地域	新野地域	比木地域	佐倉地域	高松地域
運行主体	朝比奈公民館	新野地域社会福祉推進協議会	比木地域協働バス運行協議会	佐倉地域福祉推進委員会	高松地域協働バス運行協議会
運行開始	平成26年6月	平成27年7月	平成27年10月	平成29年7月	令和元年
運行形態	定路線定乗降場所	定路線定乗降場所	事前予約制	事前予約制	事前予約制
運行頻度	水曜日	火・水・木・金曜日	平日8～17時	平日8～16時	平日8～17時
運行先	地域内⇔池新田地域	原則地区内のみ	地域内⇔池新田地域 地域内⇔市外	地域内⇔旧浜岡町内	地域内⇔池新田地域 地域内⇔市外
運転手	ボランティア（登録17名）	ボランティア（登録11名）	ボランティア（登録21名）	ボランティア（登録30名）	ボランティア（登録22名）
利用者	38名	66名	82名	132名	50名

6

(3) 社会福祉法人が車両や運転者を提供して買い物やサロンへ

高齢者買い物送迎車運行事業 「ドライブサロン」(岩手県大船渡市)

吉浜地区には生鮮食料品等を取り扱っている店舗が無く、自ら移動手段を持たない高齢者、また、坂道が多い、吉浜駅や患者輸送車の停留所から離れている等の交通に不便な地域の高齢者は、新鮮な野菜や鮮魚等を購入することは困難な状況にあり、このような高齢者の買い物を支援するため、毎週金曜日午前中、大船渡市立根町内の商業施設へ無料送迎サービスを実施しています。(愛生会HPより)

<しくみ>

- ・ **対象地域** : 大船渡市三陸町吉浜地区の住民
- ・ **運行日** : 毎週金曜日 午前中(9～12時の間)
- ・ **目的地** : デイリーポート、ツルハ、ダイソー、マイヤ、コメリ、ケースデンキ
- ・ **車両** : 愛生会の車両
- ・ **運転者** : 愛生会「吉浜荘」の施設職員
- ・ **添乗ボランティア** 1名
- ・ **利用者負担** : 事務局コーディネート料として1ヶ月2,000円



2021年度の実績

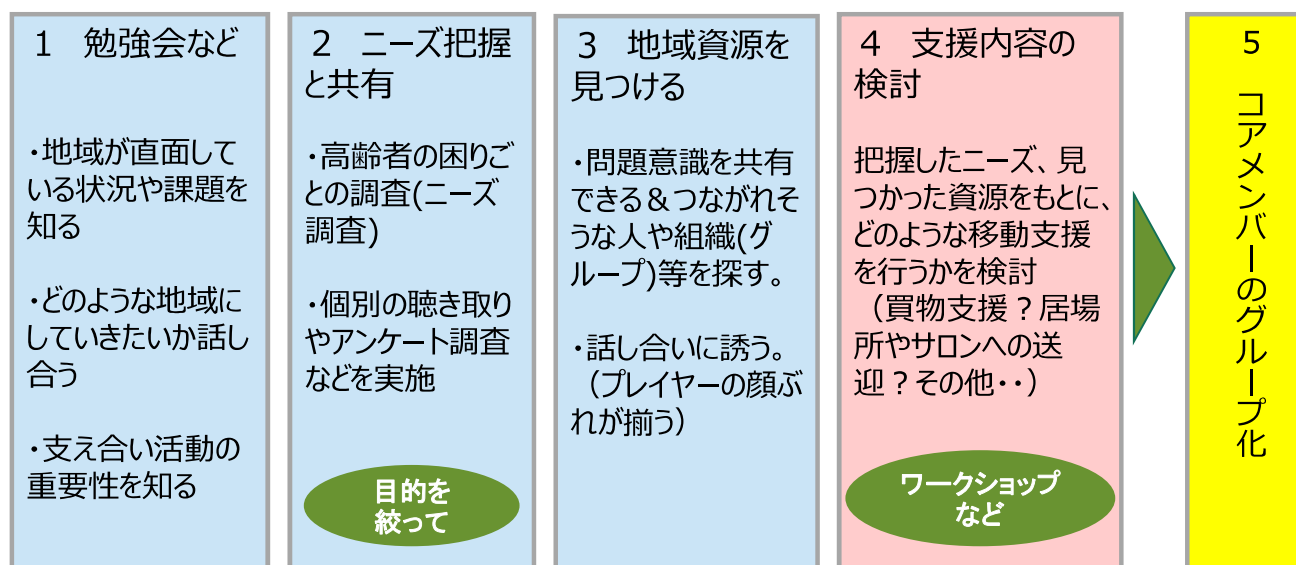
(2022年3月末時点)

運行日数(予定は50日、コロナ禍により28日運休)	22日
延べ利用人数	52人
1回あたり利用者数	2.4人
延べ添乗ボランティア数	20人
利用会員数	7人
添乗ボランティア数	4人

7

移動支援の立ち上げプロセス

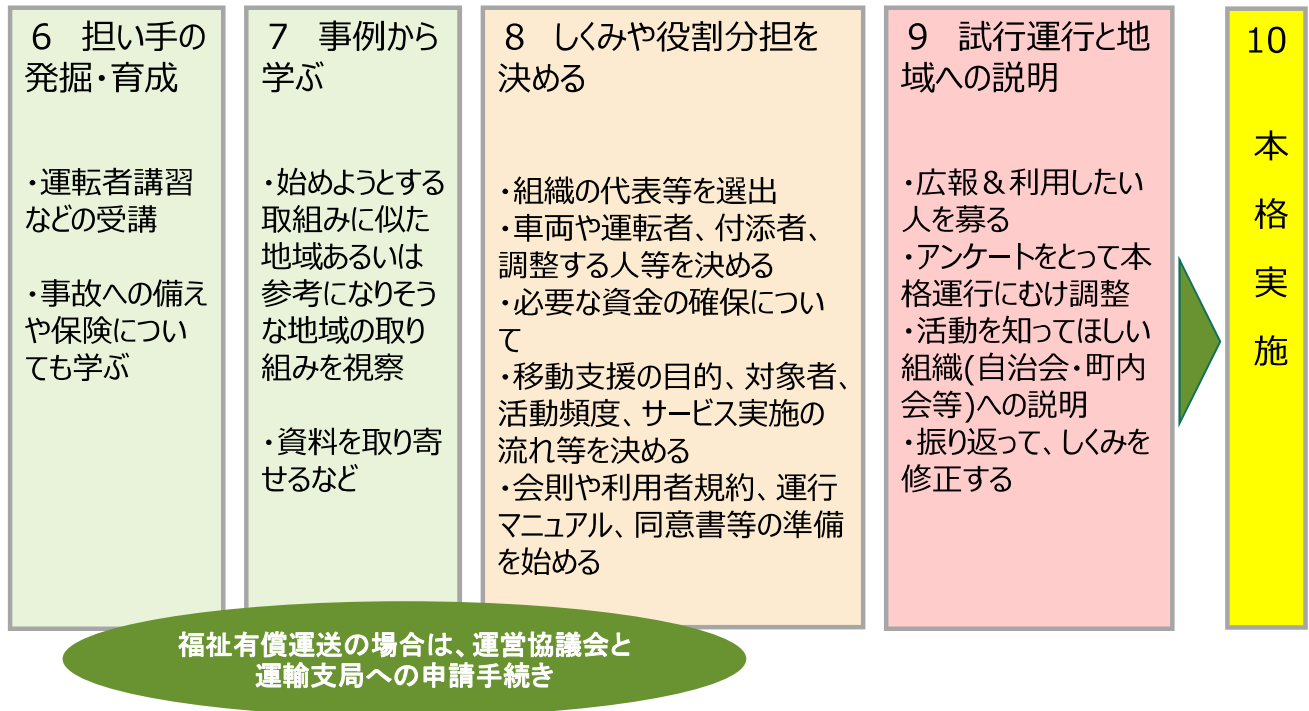
住民主体の移動支援の創出の流れ(例)



協議体や活動団体での話し合い・誰でも参加 → → → 熱意のあるメンバー発見

8

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



熱意のあるメンバー＋サービスの担い手

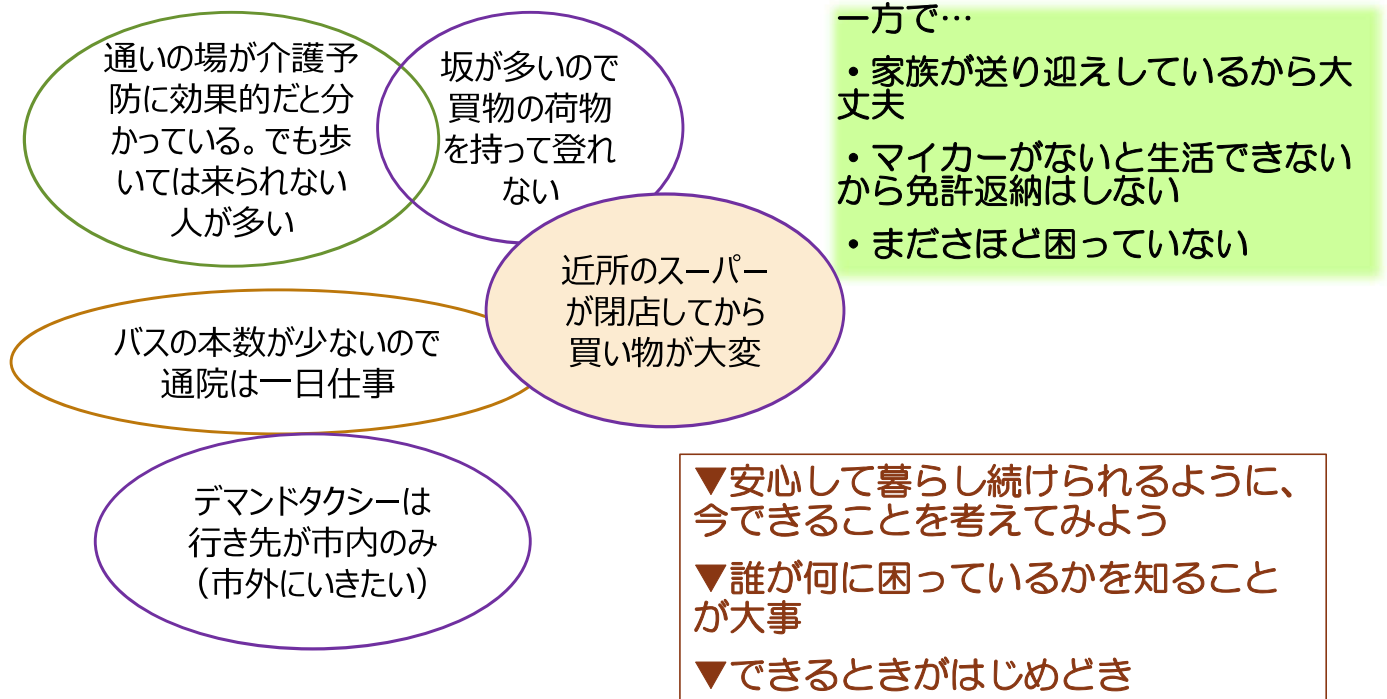
→ → →

関係団体や住民

9

（１）移動支援がなぜ必要か、何が必要かを話してみよう

移動にまつわる、困りごとや課題意識は様々



10

(2) コアメンバー・担い手はどこにいるの？

●介護・福祉の専門職を交えて

- ・地域ケア会議
- ・生活支援体制整備事業に基づく協議体

●地域の組織が母体となって

- ・自治会
- ・地区社協
- ・まちづくり協議会、校区協議会、地域協議会など

●社会福祉協議会がリードする

- ・社協が事務局を務めるボランティアグループ
- ・社協が主宰する会議から生まれるボランティアグループ

●地域の拠点や施設から発案

- ・サロン活動の実施主体
- ・社会福祉法人や医療機関

●NPO法人や自主的なボランティアグループ

運転&付添の担い手は…

- ・基本は口コミ
- ・コアメンバーによる一本釣り
- ・機会を作って集まってきた人
- ・すでに動いている人



沢山必要？
いえ、数人集まれば、始められます

11

資料提供：高松市社会福祉協議会

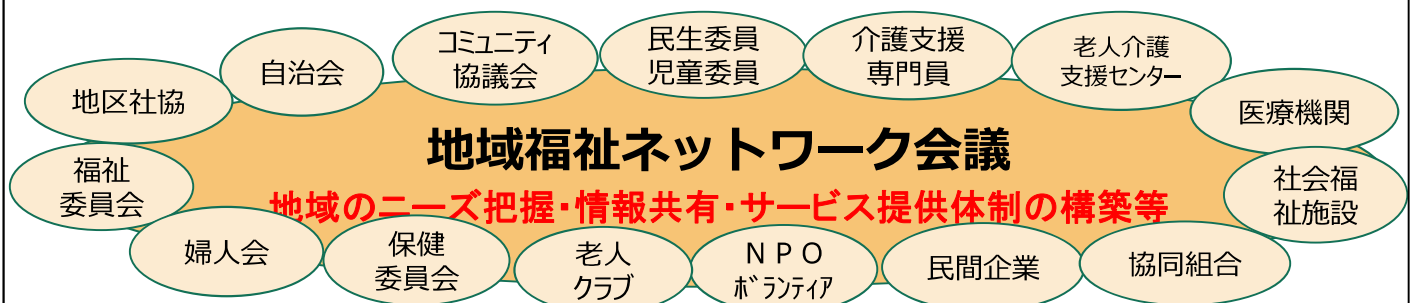
地域コミュニティ協議会とは・・・

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したもの。

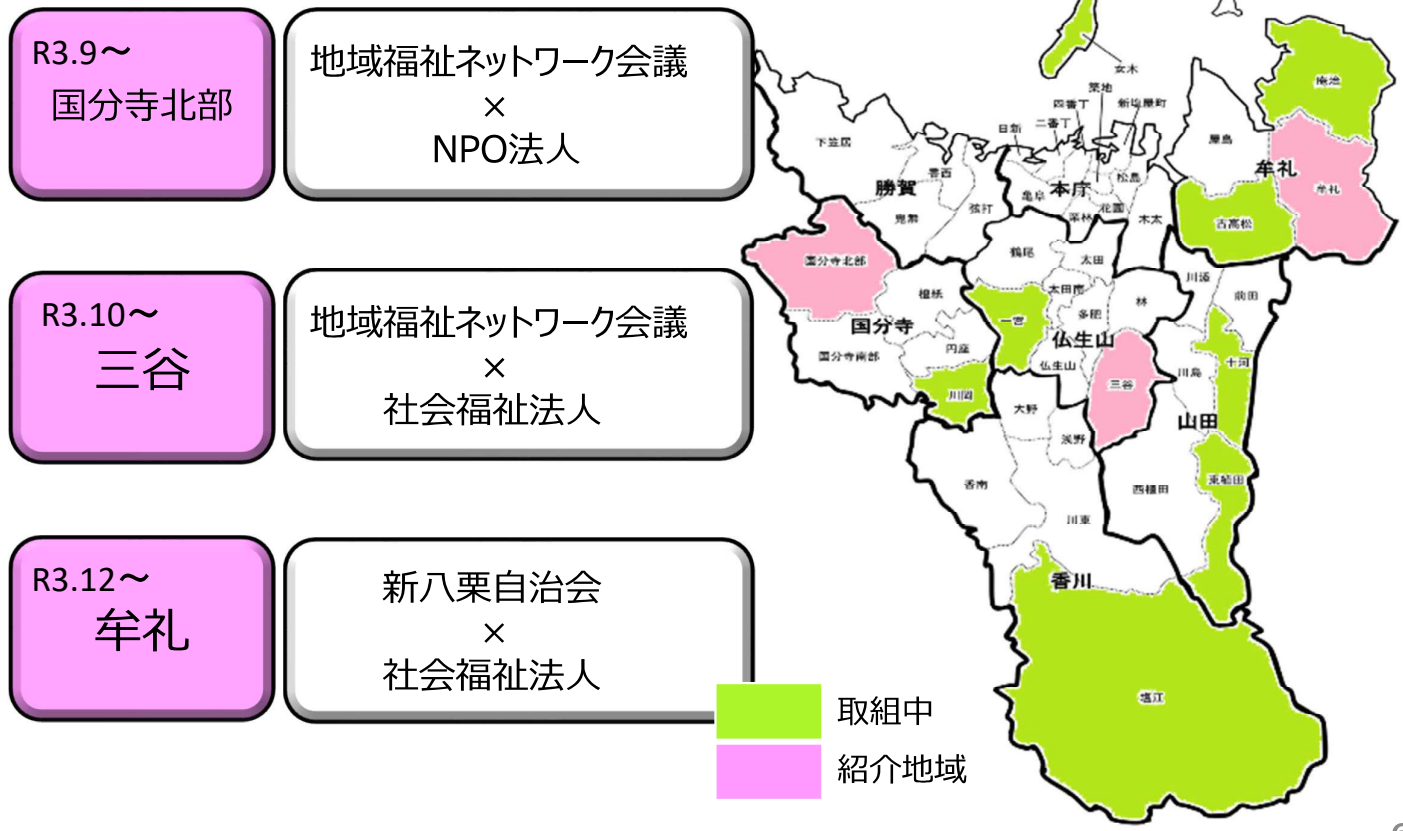
地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自律的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

地域福祉ネットワーク会議の役割

- 地域のニーズの把握
(地域の強み、今後重点的に取り組む内容の検討、抽出を行う)
- 情報交換、情報共有の場
(関係者のネットワーク化を図り、連携体制づくりを行う)
- 各種団体等の多様な主体への協力依頼
- 生活支援の担い手の養成及びサービス提供体制の構築



令和3年度に事業開始した地域



(3) 地域資源を探してつながろう

- 社会福祉法人、社会福祉協議会
- 医療法人
- 介護事業所
- 自動車販売店
- 葬儀社
- スーパー、ショッピングセンター
- 料亭
- 自動車教習所 等



みんなが、わが事と
思える機会を作ろう

マネできそうな事例
を見て具体的なイ
メージを共有しよう

(4) 地域の困りごとを「見える化」しよう

◎近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください
(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという
できることも一緒に○をつけて下さい)
(あてはまることがあれば、いくつで

手助けできること
① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手
② 将棋、碁等のゲームの相手
③ ゴミ出し
④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など)
⑤ 家電製品の設置
⑥ 草むしりや庭掃除
⑦ 庭木の剪定
⑧ 室内の掃除や洗濯
⑨ 買い物や送迎や代行
⑩ 通院の送迎や付き添い
⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく)
⑫ その他()
⑬ 特に無し

ご協力ありがとうございました。
市役所高齢課 生活支援コーディネーター

重要 蒲須坂地域のみなさまへ 《アンケートのお願い》

市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。

◎今困っていて、「現在誰かに手伝って欲しいこと」を教えてください。
(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

現在誰かに手伝って欲しいこと	当てはまることに ○を付けて下さい
① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手	
② 将棋、碁等のゲームの相手	
③ ゴミ出し	
④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など)	
⑤ 家電製品の設置	
⑥ 草むしりや庭掃除	
⑦ 庭木の剪定	
⑧ 室内の掃除や洗濯	
⑨ 買い物や送迎や代行	
⑩ 通院の送迎や付き添い	
⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく)	
⑫ その他()	
⑬ 特に無し	

＜裏面もありますので、よろしくお願いいたします＞

資料提供: 栃木県さくら市高齢課

15

(5) 運転ボランティア養成講座・運転者講習のススメ

- ・ 典型例：神奈川県秦野市（人口 16万5千人）
「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を市が実施
(毎年2回 30人定員・3日間／無料)

※国土交通大臣認定講習機関「認定NPO法人
かながわ福祉移動サービスネットワーク」が受託実施

参考) 認定講習機関一覧表

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

＜募集方法＞

- ①住民が65歳になったときに送付する介護保険被保険者証に
市主催の「ヘルパー研修」「認知症サポーター養成研修」
「認定ドライバー研修」等の日程一覧を同封

- ②毎年6～7月に郵送する介護保険料納入通知書にも 全国各地で増えています

- ・ 問合せてきた人に個別のチラシを送付
- ・ 修了者に福祉有償運送団体一覧や訪問D等の担い手団体を紹介



16

(6) 具体的なしくみを決めていく

■ 利用者

■ 担い手

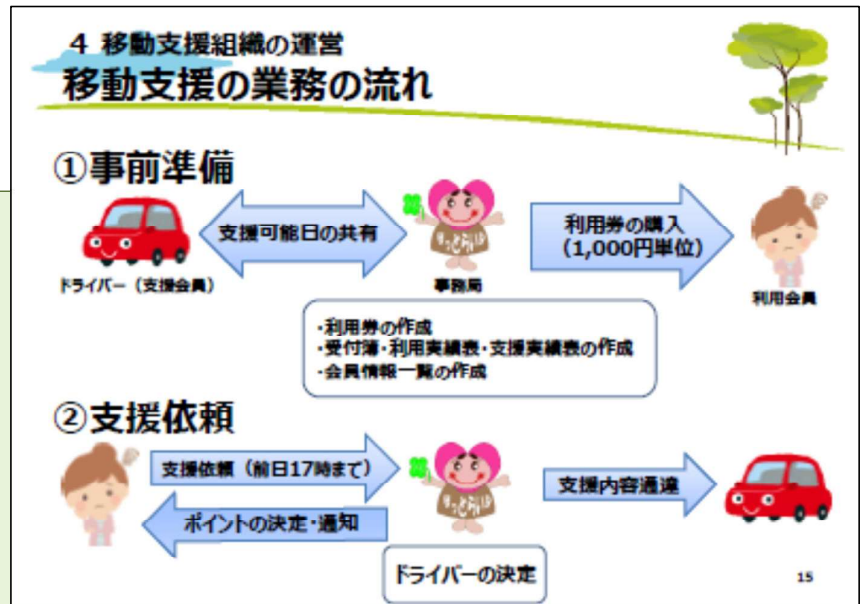
■ 車

■ 役割分担

■ 実施の流れ

■ お金のやりくり

■ 保険



17

(7) お金のやりくりを考える

国土交通省 通達（事務連絡/平成18年⇒一部改正/平成30年3月30日⇒一部改正/令和2年3月31日）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
- 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
- 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
- 2 **自家輸送**の場合
- 3 子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる**場合
- 4 非営利法人等の使用車両の購入費や維持費を市町村が補助する場合
- 5 介護保険財源からドライバーにボランティアポイントが付与される場合
- 6 利用者の所有車両で送迎を行う場合



18

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」

■ 金銭を収受しても「有償（運送サービスへの反対給付）」に該当しない場合

- （１）利用者から収受する金銭が ①謝礼と認められる場合 ②実費相当分の場合
（２）収受する金銭が「運送」に対するものではない
 - ①ホテル等の宿泊施設の利用者を対象とする運送 ②施設送迎（介護施設、学校ほか）
 - ③生活支援サービス等との一体運送 ④ツアー等に付随した運送 ⑤観光ガイドとの一体運送
- 施設に支払う料金に差を設ける場合
- 第三者からの給付（運送主体が「利用者以外から収受するもの」）
- 介護保険法等（１）訪問介護における運送（２）訪問B・D、一般介護予防事業の一環の運送

■ 関連する金銭授受の取り扱い

- 運転役務の提供に対して報酬を支払う
- 運送サービスの仲介者が（１）仲介手数料を受領（２）サービス提供者の代理で謝礼・実費を受領
- NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う
- 自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う

許可・登録を要しない運送で行うとき（現状）

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

利用者から団体が収受できるもの

- ・ 自発的な謝金や寄付
- ・ ガソリン代実費・道路通行料・駐車料金・保険料・車両借料
- ・ 付添にかかわる人件費
 - ・ 運転行為は× 買物中の見守り○
 - ・ 2人体制の付添は○
- ・ 生活支援サービスの利用料
- ・ 利用調整に係る人件費（運転者に還流しないこと）
- ・ 専用車両の車両維持費

団体が運転ボランティアに供与できるもの

- ・ 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）
- ・ ガソリン代実費
- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

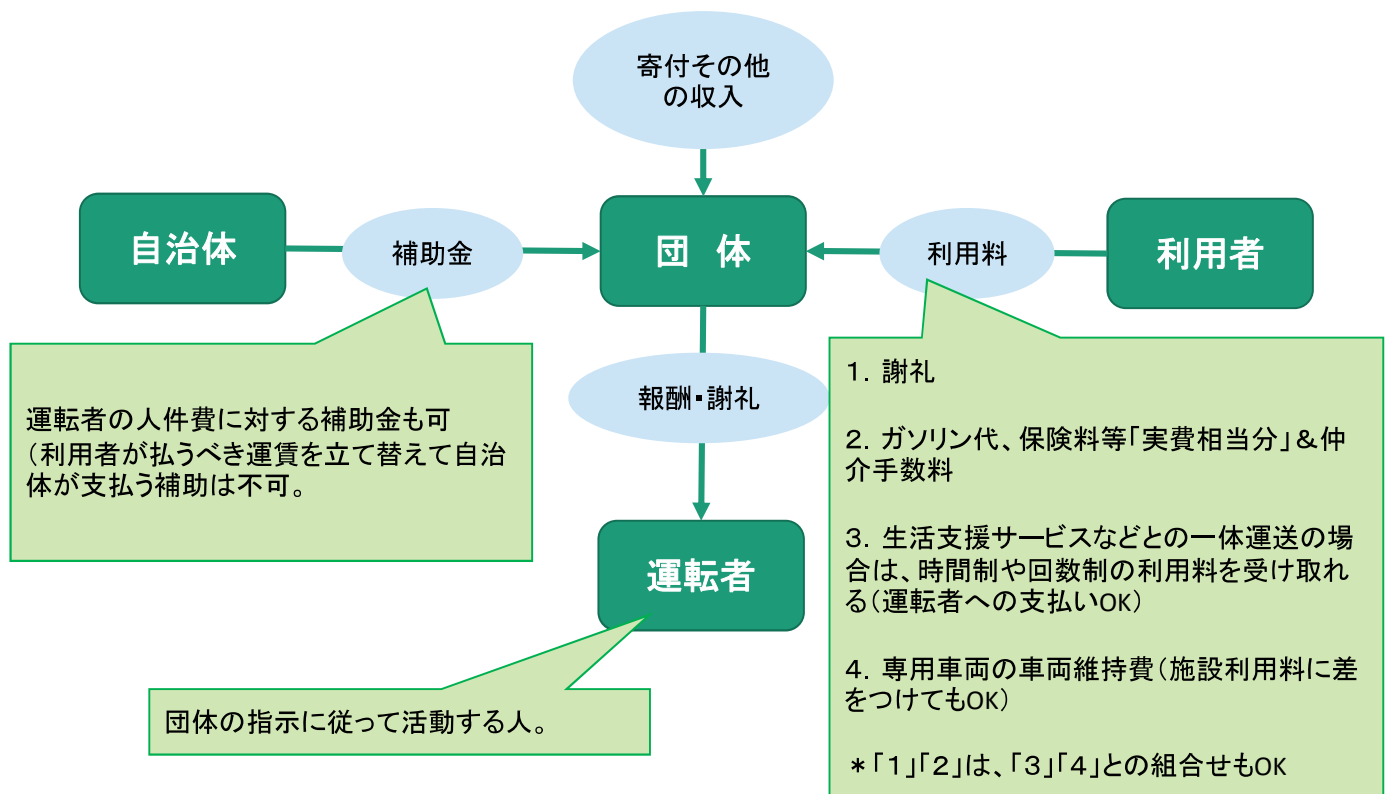
何を支給してもOK

自治体が団体やボランティアに支援できること

- ・ 補助金の拠出（ボランティア奨励金等）
- ・ 介護予防ボランティアポイントの付与
- ・ 車両の提供（リース料を含む）
- ・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- ・ 自動車保険など各種保険料



道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



21

(8) 事故への備えはどうすれば？ ～自動車保険と活動用の保険～

自動車保険

<対人賠償>

(家族以外の)第三者に傷害を与えた場合、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。

同乗している利用者 = 第三者

<人身傷害> 責任割合にかかわらず、運転者と同乗者の傷害に応じて実際の損害額が支払われる (cf.搭乗者傷害)

人身傷害保険 あるいは、
搭乗者傷害保険

対物賠償保険

対人賠償保険

任意保険

総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い。

このほかに 車両保険 などの特約で付けることができる。



対人賠償保険のみ

自賠責保険(強制保険)
対人賠償保険のみの補償

自賠責: ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円 / 死亡保障 3000万円

22

色々な自動車保険

1. 年間で団体が個人や団体から車両を借り受ける保険

●損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」(1年契約)

●東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」(1年契約)

●あいおいニッセイ同和損保「移動支援サービス向け自動車保険(優先補償方式)」

2. 一日だけ個人から車両を借り受ける保険

- ・あいおいニッセイ同和損保「ワンデーサポーター」
- ・東京海上日動火災保険「ちょいのり保険」
- ・損保ジャパン「乗るピタ」
- ・三井住友海上火災「1DAY保険」

「自動車保険等級ダウン補償特約」
は、あいおいニッセイ同和損保の
「NPO総合補償プラン」

1. 対人賠償責任保険
2. 対物賠償責任保険
3. 車両保険

保険の種目はこれが基本。これを使うと、翌年度から3年間、等級ダウンし保険料が上がる

23

活動に関する保険

●活動する人を守る保険商品

- ・ボランティア保険(東京都社会福祉協議会)

無償ボランティアの場合

- ・〇〇市 市民活動保険(自治体が市民活動に用意している保険)

- ・在宅福祉サービス総合保険(東京都社会福祉協議会)

有償ボランティアの場合

傷害保険

活動者のケガを補償



賠償責任保険

他人にケガをさせたり
他人のものを壊したり
した際の賠償に対応

→マイカーボランティア対象の保険商品

全社協「送迎サービス補償」 Aプラン(利用者用)とBプラン(乗車中の人)

(搭乗者保険＝お見舞金と考えて)

注：いくつかの都道府県・政令市では全国社会福祉協議会の保険には入れません。

→実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

全社協「ボランティア活動保険」(無償の場合)「福祉サービス総合補償」(有償の場合)

→民間の保険商品、行事用保険、自治会用の保険など

24

サロン等に関する保険

→イベント・行事・レクリエーション用の保険

一定数の参加が見込まれる行事（レクリエーション）の参加者のケガを補償する保険（傷害保険）。

行事主催者や共催者による「賠償責任保険」もセットになっている保険に加入するのが一般的＝全国社会福祉協議会の「ボランティア行事保険」。

全社協「ボランティア行事保険」

⇒ 往復途上の補償の有無、名簿の事前提出の要否、最低保険料の有無などに条件がある。

⇒以下の記載あり。

「自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません（自動車保険での補償となります）。」

自動車保険でなければ、どの保険も同じ

25

（参考）ボランティアと利用者に**切れ目のない補償**が行われるよう保険をかける
（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

	ボランティア 自宅発	⇔	送迎車にボラン ティア乗車中	⇔	送迎車に利 用者乗車中	⇔	買い物やサ ロンに参加 中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 （Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償 （Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合 補償（有償ボ ラ）	●	●	※傷害保険の み●	●	※傷害保険 のみ●	●	●

26

保険の前に、事故を防ぐ取り組みを！



リスクマネジメント

- ➡ 担い手育成研修・運転者講習を受けよう・企画しよう
導入研修は、自治体が企画開催する例も増えている
継続と気づきが大事
- ➡ サービスを調整する人も大事
細やかなニーズ把握、無理のない計画
- ➡ みんなで考え組織的に対応する
事故対応マニュアルを作る
プレイヤーごとの役割を協定書で確認する
同意書を作って趣旨を理解してもらう

引退する年齢も
みんなで検討

27

（９）行政の支援策を検討する

介護予防・日常生活支援総合事業の場合

類型	概要	事例
類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	- 送迎前後の付き添い支援に関する間接経費は、補助の対象となるが、移送に関する直接経費は対象とならない。 - 利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも可能。	大阪府太子町（訪問D）
類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎	- 総合事業による「通いの場」等への送迎であるので、間接経費の他、移送に関する直接経費も補助の対象とすることが可能。 - 送迎利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることは可能。	秦野市（訪問D） ※名張市（訪問D）
類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	- 類型②と同様、間接・直接経費を補助することが可能。 - ただし、通いの場等の利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ。	魚津市（通所B）
類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎	- 様々な生活援助等と一体的に送迎を行うもの。移送に関する様々な経費を、市町村判断で補助することが可能。 - 利用者から受け取れるのは送迎利用の有無に関わらず、定額の生活援助等の料金のみ。	名張市（訪問B）
類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎	65歳以上のすべての高齢者が対象。また、移送に関する様々な経費を市町村判断で補助することが可能。 - 利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも可能。	福山市（一般介護予防）

28

類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援

大阪府太子町（訪問D）

運行に関する補助対象経費は、下図の通り、運送に関わらない部分であり、道路運送法上の問題がない旨、町行政から近畿運輸支局に確認。上記すべてが訪問Dのパッケージで実施可能である。



【対象者】 要支援 1・2、事業対象者（ケアプランチェックリストの該当者）

【実施団体】 生活支援コーディネーターを配置する団体（交流サロン実施団体など）

【補助額】 利用者 1 人につき乗車前または降車後の付き添い等の支援 1 回当たり **300円**。

→ **往復1,200円**（300円×（乗車 2 回+降車 2 回））

※概ね週 2 回程度



既存の事業（交流サロン、許可・登録不要の移動支援、通所C）に、「+D」

資料提供：大阪府太子町高齢介護課

29

類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎

	秦野市訪問型移動支援サービス（サービスD）の基準と補助
内容	秦野市独自の基準による移動支援サービス。住民主体型 通所サービス利用者を実施場所まで送迎する。
対象者	住民主体型通所サービス利用者のうち、原則、要支援認定者及び要支援相当の人で、介護予防ケアマネジメントの結果、送迎が必要と判断された人
サービス提供者の要件	(1) 福祉有償運送登録事業者 (2) 通所介護を運営する社会福祉法人等
補助額（年額）	(1) 送迎コーディネーター人件費 104,000 円 × 1 週間当たりの事業実施日数 (2) 通信運搬費 1 台当たり 51,000 円 × 実施日に同時稼働する台数 (3) 消耗品費 1 台当たり 12,000 円 × 週当たりの延べ稼働台数 (4) 車両任意保険料 1 台当たり 上限 394,000 円 ×（稼働日／365 日）
利用回数・サービス提供時間	(1) 住民主体型通所サービス実施日の指定送迎時間のみ (2) 送迎場所も指定場所に限定
使用車両	実施主体の所有車両又は公用車
サービス提供者の業務内容	(1) 住民主体型通所サービス実施日に、自宅近くの集合場所と実施場所までの間の送迎を行う。 (2) 送迎業務のほか、送迎スケジュールの作成、送迎対象者との連絡調整、送迎記録の作成、従事者の秘密保持、事故発生時の対応を行う。
利用者負担	無料
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントC ※通所型サービスBと一体で実施してください

通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎

富山県魚津市（通所B）2023年度から

要綱の変更事項について(補助金の額)

(補助金の額)

第14条 補助金の額は、実施する事業種別に応じ、次表に定める補助基準額に開回回数等を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は、実際に支出した補助対象経費の合計額と比較して、いずれか少ない額とする。

事業種別	条件	補助基準額	補助上限
基本額（食事提供あり）	1 回当たり	3,000円	500,000円/年 （食事提供あり なしの合計）
基本額（食事提供なし）	1 回当たり	2,000円	
第3層生活支援コーディネーター活動費（月額）	週1～2回の実施体制につき	10,000円	120,000円/年
	週3回以上の実施体制につき	30,000円	360,000円/年
介護予防に資する講座等 開催加算	1 回当たり	1,000円	12,000円/月
送迎活動加算（月額）	月2回までの実施体制につき	6,000円	72,000円/年
	週1回程度の実施体制につき	12,000円	144,000円/年
	週2回程度の実施体制につき	24,000円	288,000円/年
	週3回以上の実施体制につき	36,000円	432,000円/年
事業立ち上げ補助	初年度のみ	200,000円	—

類型④ 生活援助等と一体的に提供される送迎

三重県名張市（訪問B+D）

定額補助 & 1/2ルール無し

「名張市要援護者等日常生活支援事業補助金交付要綱」より

＜補助対象事業等＞

(1) 地域づくり組織が実施する障害者、高齢者等の要援護者が抱える公的サービスの対象とならない日常生活の困りごとについて、有償のボランティアにより支援するとともに、必要に応じ安否の確認を行う事業

最高40万円

(2) 前号の事業とこの要綱又は廃止前の名張市地域移動支援活動補助金交付要綱に基づく補助金を受けて調達した車両により、障害者、高齢者等の移動制約者の外出を支援する事業とを併せて実施するもの

最高150万円 ←(1)とセットで実施するため、実質最高110万円

(3)前2号に掲げる事業の実施に先立ち、当該事業の**立上げに係る準備**を行うもの

最高75万円

名張市の有償ボランティアは**固定費補助**なので**認定もチェックリストも給付管理も不要**。
 そこまで振り分けを気にしなくてよい。

利用するのに役所やケアマネに報告はいらない。介護サービスと両方使っている人もい
る。（補助金を出すうえで、1地域あたり**利用者に要支援者やチェックリスト該当者が
最低1名は必要※**であり、包括が予防プラン作成時に聞き取りにより有償ボランティア
利用者を拾い上げている）

※地域支援事業実施要綱別記1総合事業 (1) エ② (d) より

類型⑤：

通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎

広島県福山市（一般介護予防事業／委託）

福山市高齢者外出・買い物支援事業

- ・ 地域で高齢者を支える仕組みとして2009（平成21）年度に創設
- ・ **地域ごとに住民が支援グループを結成**（構成は、自治会町内会連合、ボランティアの会など）

福山市が車両を調達(リース)

・地域の有志の会に車両の運行等を委託

・業務上の責任は福山市が負う

実施状況

利用者負担

ワゴン8台、セダン1台、軽1台（10地区用）

地域の有志の会（ボランティア）
 ・サービスの実施
 ・車両の管理等
 ・ボランティアの募集、利用者の登録等
 ・運転者は「認定運転者講習を受講」



10学区（地区）で実施（2021年10月現在）
 運行曜日 各5日～2日／週

なし

33

愛知県日進市（色々組み合わせ）

モデル事業終了後の継続的な支援について

令和5年度事業について

- 「移動・外出」は、地域包括ケアシステムの5つの要素をつなぐキー。
 モデル事業終了後も切れ目なく移動支援が行われることが必要。

【車両の確保】

- 高齢者移動支援専用車の購入（令和4年度予算）※地域福祉基金の活用
 愛知県モデル事業終了後も、**継続して車両貸出が可能**に。
- 日本赤十字社愛知県支部との共同により地域の支え合いを通じた**高齢者健康生活支援事業（モデル事業）を実施**し、その一環で移動支援車両の貸出を受ける予定

【人材の確保】

- ボランティアドライバー養成講座の定期開催（年2回程度）による人材確保
 特にモデル事業実施地区外からの**協力者の掘り起こしやマッチングのしくみづくり**

【財政支援】

- 令和5年4月から「**日進市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱**」を整備し、高齢者の介護予防・生活支援を推進するため、住民主体による介護予防・生活支援サービスの実施に要する経費の一部を助成。

モデル事業終了後の継続的な支援について

令和5年度事業について

「日進市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱」概要

＜補助対象者＞ 次の各号のいずれにも該当する者

- ①構成員が5人以上の市内で活動する団体
- ②政治活動及び宗教活動を目的としない団体

＜補助対象事業＞ 第1号被保険者に対して市内で行う住民主体サービスで、次の各号のいずれかに該当するもの

①住民主体訪問型サービス → 訪問型サービスB

第1号被保険者の居宅において、住民が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、外出に係る付き添い等の生活援助のサービス

②住民主体通所型サービス → 一般介護予防事業

運動、趣味活動、交流等により第1号被保険者の生きがい及び外出機会を創出するために、定期的に利用することができる場を住民が主体となって提供するサービス

③住民主体移動支援サービス → 保健福祉事業

外出に係る付き添いに付随した送迎、買い物、通院その他日常生活を送る上で必要となる場所又は介護予防に資する場所への送迎を住民が主体となって行うサービス

資料提供：日進市地域福祉課

中山間地域ならではの取組

小友町 通院・買い物支援送迎バス（岩手県遠野市）2022年～

	2022年6月スタート
実施主体	長野地域ふれあい協議会 ※「妻の神・下川原・荒谷荷沢集落協定」による活動として運行
運行日時	月2日（第2、第4木曜日） 往路：10時頃荷沢出発、復路：13時半頃に市街地出発
運行エリア及び主な停車場所	行き先：荷沢峠⇄遠野市街地の施設 ・会員の最寄りのバス停前や長野コミセン前、小友診療所前、産直ともちゃん前 ・遠野市街地の行き先はその日によって変更（ご希望を聞き取って決める）
運転者、添乗者	・まるきタクシーのドライバーとして雇用契約をしている2名 ＝小友町民で農家の人が、通院・買い物支援送迎バスの運転だけを担当 ・ふれあい協議会の会員1名が添乗（交代）
車両	遠野市社会福祉協議会（ふれあいホーム）の車両 1台 ：8人乗りステーションワゴン、10人乗り車いす仕様車のいずれか
利用のしくみ拠点	・電話受付時間：月～金、8：30～17：00 ← 受付担当1名の携帯電話にて ・利用前日のお昼までに申し込む ・拠点は、長野コミュニティセンター
利用者負担額	無料 ※ただし、傷害保険料として100円／回

＜経緯としくみづくり＞

- 小友町内の人口は約1,000人(約500世帯)で、そのうち約350人(120世帯)が長野地域に住んでいる。バス通り(国道)沿いに8kmほどの細長い地域で、バスは1日2便。
- 小友町全域でなく長野地域(3自治会)で、集落協定に入っている世帯に「ふるさと福祉計画」策定のアンケート調査を行った。農地の維持や年金・介護などに次いで、買い物支援が必要ということになった。農家も非農家(会社勤め等)の人も会員になり、約40人で「ふれあい協議会」を設立。
- 財源としては、中山間地域等直接支払制度の交付金のうち、集落機能強化加算を活用し、集落協定の取組として「通院・買い物支援送迎バス」を実施することとした。ドライバー確保のため、地元のまるきタクシーに2名(2種免許保有者)に雇用契約してもらい、集落協定がまるきタクシーに運行委託をしている。
- 車両は、社会福祉協議会から無償で借り受けている。集落協定と社協で無償貸与契約あり。
- ふれあい協議会と集落協定の役員が兼務することで、2つの組織の合意形成が円滑になっている。

令和5年(1月～12月) 長野地域ふれあい協議会
「通院・買い物支援送迎バス」運行日程表

運行月	運行日(第2水曜日と第4木曜日)
1月	1月12日(木) 1月26日(木)
2月	2月9日(木) 2月23日(木)
3月	3月9日(木) 3月23日(木)
4月	4月13日(木) 4月27日(木)
5月	5月11日(木) 5月25日(木)
6月	6月8日(木) 6月22日(木)
7月	7月13日(木) 7月27日(木)
8月	8月10日(木) 8月24日(木)
9月	9月14日(木) 9月28日(木)
10月	10月12日(木) 10月26日(木)
11月	11月9日(木) 11月23日(木)
12月	12月14日(木) 12月28日(木)



37

NPO法人 別府安心ネット(島根県美郷町) / 2012年発足

有償運送

入会金2,000円 年会費:2000円 利用料:1キロあたり50円

島根県提案の「自治会等輸送事業」をきっかけに発足。維持継続が課題となって自家用有償旅客運送の登録を受けた

「移動サポート」交通空白地有償運送&福祉有償運送

運行形態:ドア・ツー・ドア ※交通空白地有償運送は地区内のみ
…福祉有償運送は訪問Dの補助を活用



登録運転者数 8人

交通空白:3台(10人乗ワゴン車、
軽自動車、5人乗ワゴン)
福祉有償:2台(10人乗ワゴン車、
軽車いす移動車)

有償運送以外

入会金2,000円 年会費2,000円
利用料:①無料 ②1,000円/時、軽作業は600円/時

①「軽度生活支援事業」電球の交換、窓拭き、家具の組立、高い部分の掃除、買い物、一人暮らし高齢者の見回り等…訪問Bの補助を活用

②「生活サポート」草刈り、農作業、除雪等(作業員を現地へ派遣)その他、6次産業研究事業等も実施、サロン(週1回)等

＜2022年度活動実績＞

●移動サポート事業
交通空白地有償運送
延利用者 248人
福祉有償運送
延利用者数1,100人

●軽度生活支援事業
訪問D(付添) 938回
訪問B 725回
買物 166回
家庭内清掃等 74回
独居者見回り 193回

●生活サポート事業
119回

島根県美郷町の訪問型サービスB及びD 「軽度生活支援事業」の補助金

	要綱の内容
補助の対象	・訪問Bと訪問Dの両方を実施する団体 (NPO法人、および地域住民グループ) ・訪問Bは家事支援など、訪問Dは通院・買物等の送迎前後の付添
補助の対象となる事業	生活支援事業として行うサービス (1) 日用品及び食材の確保 (2) 外出時の付添い (3) 家屋内の整理・整頓 (4) 特別な物の洗濯等 (5) その他軽微な家事
補助対象経費	(1) 事業の拠点となる施設の賃借料 (2) 事業実施にかかる光熱費及び燃料費 (3) その他町長が必要と認める経費



39

門馬地域送迎チーム（岩手県宮古市）・・・試行中

地域包括ケア情報紙「ちいきで包む」32号

(令和4年12月22日発行)地域の有志が、高齢者の移動を支える
宮古市「門馬地域送迎チーム」の巻 (PDF 3.0MB)

ぜひご覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/koureisha/1003646/1003648.html>

話し合いを経て決めたこと

- 【対応エリア】 門馬地区(区界～平津戸約17km)
- 【利用会員】 登録制。双方の安全・安心のために必ず保険を掛ける。
- 【活動者】 自家用車で送迎する。自宅近くの方をマッチングして燃料費を節約。
- 【送迎範囲】 地域行事・サロン、自宅から106バス停まで、バス停から自宅。
(ロングドライブはプロに任せ、地域バス、デマンドタクシーとかぶらない部分をカバー)
- 【謝 礼】 チケット制とし、会員は事前購入。車内で金銭のやり取りはしない。
チケット代は年間活動後、実績に応じて、ガソリン代等として還元したい。※
- 【事務担当者】 平日日中は門馬出張所で予約取りまとめ。ドライバー間の送迎マッチングは会員間で調整。土日祝日の予約は、会員が対応。

※令和4年度は試行とし、無料とする。保険料は赤い羽根共同募金助成金を活用



40

どのしくみでも、住民が我が事として考え、動くことが大事！
住民主体の移動支援は・・・

- **外出と交流は介護予防につながる！** 気軽に出かけられる環境づくりを
- 活動は小さく生んでも大きく育つ **体制づくりをしっかりと**すること
- **担い手が楽しく**続けられるように、常に**育て続ける**ことも大事
- **住民や事業者が行政と協働して、わが町を持続可能な地域**にしていく時代です

「市町村支援＝住民の支援」を大事にしています

ご清聴ありがとうございました

41